

令和2年4月8日

保護者のみなさま

徳島市教育委員会

### 「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について

昨日の内閣総理大臣の記者会見において、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行う旨の発言がありました。

対象地域について、東京都のみならず大阪府、兵庫県、福岡県等、本県の近隣に位置する都市が挙げられており、今後、指定地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、国及び県の動向を受け、本市の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスターを発生させない」という方針のもと、より一層の万全を期すため、次のとおり市立学校の臨時休業を行うことを決定しました。

#### (臨時休業期間)

4月11日(土)～5月6日(水)(4月7日時点における緊急事態宣言の終期まで)

#### (臨時休業準備期間)

- ・ 4月8日(水)～4月10日(金)は臨時休業に係る準備期間とする。
- ・ 4月8日(水)、9日(木)については、始業式・入学式等の式典に係る登校日とし、感染症対策を行った上で、予定通りの期日に、それぞれ新入生・在校生及びその保護者に限定して行う等最小限にして実施することとする。
- ・ 4月10日(金)については、感染症対策を行ったうえで、臨時休業期間中の適切な健康観察や効果的な家庭学習を行うための教科書・課題等の配布、指導を行うこととする。  
なお、午前中の活動とし、給食は実施しない。
- ・ 部活動については、4月8日(水)から校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止する。

臨時休業中の生活や学習については、4月10日にご連絡いたします。なお、10日(金)の下校時刻は、全学年11時30分頃になります。ご理解とご協力をお願いいたします。

(昭和小学校長 森田範子)